

「答申書（案）」に対する意見一覧（本庄市分）

指摘箇所	委員	No.	意見内容
答申書 （案）記	栗原委員	1	「本庄市においても、あらゆる福祉相談を受け止める総合相談支援体制を確立し、」⇒ 「本庄市においても、あらゆる福祉相談を受け止める総合相談支援体制を市役所の一組織として、市役所内に設置し、その機能が果たせるように確立し、」とより具体的に記述して下さい。
		2	「重層的支援体制整備事業」⇒ 「重層的支援体制整備事業（※）」とし、この用語の説明と目的・意図を付帯意見欄に付記して下さい。
付帯意見 基本戦略 1	金井委員	3	【○1つ目に追加】 令和3年4月1日に社会福祉法が改正され重層的支援体制整備事業が創設されました。ロードマップで第3期に位置づけられている日常生活圏域の機能集約センターについて、法改正の趣旨を踏まえて、前倒しして市内4地区に設置するよう検討してください。
	栗原委員	4	「市役所の社会福祉分野の専門性を高めるため、社会福祉士等の専門職採用を検討して下さい。」⇒ 「市役所の社会福祉分野の専門性を高めるため、社会福祉士等の専門職採用と担当部署の管理職として配置することを検討して下さい。また、庁内の福祉関係検討委員会には複数の社会福祉士等を参加させることも検討して下さい。」
		5	「DWAT」⇒ 「重層的支援体制整備事業」と同様に、この用語の説明が必要と思います。場合によっては、用語の修正を含め、検討して下さい。
	金井委員	6	【○5つ目に追加】 災害時には市内の社会福祉法人等が策定する事業継続計画（BCP）の支援を検討してください。
付帯意見 基本戦略 4	栗原委員	7	「ケアラー問題（ヤングケアラーを含む）への取組方針を指標目標に取り入れて下さい。」⇒ 「ヤングケアラーを含むケアラー問題への取組方針を指標目標に取り入れてください。」 答申書（案）記においても「ヤングケアラー」が使用され、本プランの用語集にもヤングケアラーが掲載されているので、語順を入れ替えたほうが好ましいと思います。
	宮里委員	8	ケアラーという新しい言葉の認識を深める上で、ケアされる側の内容も人も多様だということ、同時にケアラー・ヤングケアラー・ダブルケアラーなどのケアする人の形態をケアラー自身が気付けるような方法を考えて頂きたい。 ケアラーの実態調査をすすめると同時にケアラーの形態別「ケアラー支援サポーター」の育成の計画なども検討して下さい。 市内には、ケアラーの悩みや疲弊した心を、ケアされる側の内容で受け

			<p>止めてくれるボランティア団体がいくつかありますので、周知して欲しいと思います。</p> <p>令和2年3月31日に全国に先駆け、ケアラー支援条例が制定されました。今、いろいろな地域でケアラー支援条例化に向けて動き出しています。本庄市も是非すすめて頂きたいと思います。</p>
付帯意見 その他の ご意見	小暮委員	9	<p>答申書に、</p> <p>①令和4年度に「重層的支援体制整備事業」を導入する準備を進める。</p> <p>②令和5年度に「重層的支援体制整備事業」を導入する。</p> <p>と明記することがよいと考えます。</p> <p>この事業は地域福祉計画を政策的、財政的にリードし、後押ししてくれるものです。この事業を導入することにより「ふくしの杜ほんじょうプラン21」は前に進むと考えます。</p>